

令和8年7月3日（金） 10:00～11:30		場所：あきる野市役所 503会議室
出欠席		
出欠	氏 名	所 属 等
出	○長塚 弘司	全日本不動産協会 東京都本部 多摩西支部 （東郊建設）
出	中村 健泰	東京都宅地建物取引業協会 第十二ブロック （中村住地）
出	◎榊原 秀明	社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会
出	橋本 里香	地域包括支援センター（中部高齢者はつらつセンター）
出	加藤 暁子	あきる野市障がい者基幹相談支援センター
出	小笠原 昌枝	あきる野市民生児童委員協議会
出	宮崎 勝央	健康福祉部 生活福祉課長
出	馬場 功	健康福祉部 障がい者支援課長
出	水葉 雄紀	健康福祉部 高齢者支援課長
出	来住野 千賀子	こども家庭部 こども政策課長
◎会長、 ○副会長 敬称略		
事務局 都市整備部住宅政策課 森田 速人、矢島 佑佳子、吉野 広大、菱山 瑠奈 健康福祉部福祉総務課 石山 和可子、岡地 耕作、小林 郁恵、高木 亜由美、馬場 勇希 NPO法人インクルージョンセンター東京オレンジ（業務委託先 以下「東京オレンジ」）		
配布資料 ・ 次第 ・ 資料1 あきる野市居住支援協議会委員及び事務局名簿 ・ 資料2 あきる野市居住支援協議会席次 ・ 資料3 令和7年度住まいサポートあきる野利用状況 ・ 資料4－1 令和8年4月住まいサポートあきる野利用状況 ・ 資料4－2 令和8年5月住まいサポートあきる野利用状況 ・ 資料4－3 あきる野市 ICT を活用した高齢者見守り事業 ・ 資料5 令和7年度の事業について ・ 資料6 令和8年度の事業について		
内 容		
事 務 局 会 長	1 開 会 (事務局より開会の挨拶) (委員出欠確認) 0名 (傍聴人数の確認) 0名	
	2 挨拶 (会長より挨拶)	
	ここからの進行につきましては、あきる野市居住支援協議会設置要綱第9条第2項の規定に基づき、会長にお願いしたいと思います。会長よろしくお願いします。	
	それでは、次第に沿って進めさせていただきます。次第3委員紹介について、事務局からお願いします。	
	3 委員及び事務局の紹介（資料1）（資料2） (新任委員及び新的事務局員の紹介、挨拶)	

令和8年7月3日（金） 10:00～11:30		場所：あきる野市役所 503会議室
	4 報 告 事 項	
	（1）令和7年度住まいサポートあきる野の利用状況について（資料3）	
会 長	それでは、次第4報告事項（1）住まいサポートあきる野の利用状況について、事務局から説明をお願いします。	
事 務 局	こちらは、令和7年度の住まいサポートあきる野の利用状況報告となります。窓口実施期間は令和7年4月15日から令和8年3月31日となっております。（1）については、令和7年度の相談件数、日数、予約数等になります。（2）～（3）については、令和7年度の利用人数及び相談者人数となります。（4）～（7）については、相談者の属性、相談者の状況、相談者の連携先、相談者の年代になります。説明は以上となります。	
会 長	ありがとうございます。資料3について、ご質問等がありますか。	
委 員	資料3（5）相談者の状況で、「物件紹介後、相談者からお断り」について、どのような理由で相談終了に至ったのか、具体的に教えてください。	
東京オレンジ	紹介した物件を気に入らなかった、居住相談窓口を利用しながら、相談者自身も物件を探し、物件が見つかった、都営住宅に当選したことが具体的な理由となります。	
会 長	ありがとうございます。他にご質問等がありますか。	
委 員	資料3（4）相談者の属性、（6）相談者の連携先の、「その他」とはどのようなものですか。	
事 務 局	（4）のその他は、相談窓口開始時に設定がなかった、DV被害者を計上をしています。（6）のその他は、記載されていない連携先を計上しています。具体的な例は、こども家庭センター、高齢者支援課、西多摩くらしの相談センターとなっております。	
会 長	ありがとうございました。他にご質問等がありますか。では、私から質問です。（1）の相談件数について、相談予約数が相談回の枠の約半数弱であるが、事業は滞りなく実施できていますか。	
東京オレンジ	相談対応のほか、事務作業、関係機関との連携等は、余裕を持ってできています。	
会 長	ありがとうございます。それでは続いて、次第4報告事項（2）令和8年4～5月住まいサポートあきる野の利用状況について、事務局から説明をお願いします。	

令和8年7月3日（金） 10:00～11:30		場所：あきる野市役所 503会議室
事務局	（2）令和8年度住まいサポートあきる野の利用状況について（資料4-1、4-2） こちらは、令和8年の住まいサポートあきる野の4月から5月の利用状況報告となります。昨年度の報告書から変更箇所がありますので、説明します。（2）の相談者属性について、所得の低い世代（生活保護受給額と同等の年間144万円以下）としておりましたが、令和8年度は住宅セーフティネット法で位置付けられている月収15万8000円以下、年間189万6000円以下としております。変更箇所は以上です。（1）は当月の相談日数、相談予約数等、（2）相談者属性、（3）相談者の状況、（4）相談者の連絡先等、（5）は次月に継続する相談件数、当月に終了した相談件数等をまとめたものとなります。説明は以上となります。続きまして、相談事例を3つほど紹介させていただきます。事例の説明は今年度も住まいサポートあきる野の業務を受託しました東京オレンジさんからとなります。	
東京オレンジ	【事例紹介 3件（事例1：賃貸借契約に至った事例、事例2：居住相談が継続している事例、事例3：住まいサポートあきる野とこども家庭センター相談係が連携した事例）】	
会長	ありがとうございます。令和8年度の4月、5月の月次報告、事例が報告されましたが、ご質問等ありますか。	
委員	件数で確認したいことがあります。資料4-1、4-2の月次報告書の右側に記載されている終了の件数とはどのような意味ですか。また、資料(4)に記載されている連携先についても、教えていただきたいです。	
会長	ありがとうございます。事務局から説明をお願いします。	
事務局	資料4-1、4-2の右側に掲載している終了の件数は、居住相談窓口としての対応は終了していることを意味しています。また、相談者によっては、相談のみの場合もあり、福祉相談窓口に繋いで相談が終了ということもありますので、その繋いだ連携先が資料4-1、4-2の(4)に計上されてます。	
委員	ありがとうございます。もう一つ、意見として事例2のICTを活用した高齢者見守り事業について、日頃の活動の中で勧めているケースがあります。また、私が担当している地区では、ここ直近でも単身の高齢者の方がご自宅で亡くなっていて、ご親族や警備会社が発見したケースがありましたので、引き続き勧めていただきたいです。	
会長	ありがとうございました。ICTの話題が出ましたが、委員から補足等はありませんか。	
委員	現在の利用状況としましては、80件前後を推移しております。また、一昨年度では利用状況79件のうち、旅行等の事前の届け出を含めたものとなりますが、異常検知は700件程度	

令和8年7月3日（金） 10:00～11:30		場所：あきる野市役所 503会議室
	あります。出勤に至ったのは35件という報告を受けていますが、電源をつけていなかった、買い物が長くなってしまった、事前の届け出がなかったため対応をしていただくという事例がありました。ただ、点灯が長時間なかった場合は委託業者が電話連絡をする対応となりますので、ご家族の安心であったり、誰かが常に見守るということがないので、気兼ねなく使いやすいとの声をいただいております。また、新聞配達見守り事業、その他の見守り事業もありますので、周知について、ご協力いただければと思います。また、月次報告書の件数でお話しいたことがあります。相談終了後の70歳以上の単身世帯の相談ケースがある中で、相談者の連携先に地域包括支援センターの件数が去年と4月、5月共に0件でしたので安心しました。	
会 長	ありがとうございます。地域包括支援センターで、この件について、補足等がありますか。	
委 員	見守りについては、福祉総務課保健福祉支援係の重層的な支援体制もありますので、そちらにも繋いでみてもよろしいかと思います。	
会 長	ありがとうございます。私からも質問をさせていただきます。事例を3つご紹介していただきましたが、委員の皆さんが熱心にメモを取られていました。次回の事例紹介の際は、書面があったほうがよろしいかと思います。委員の皆さんも同意していただいているようですので、再考をしていただけたらと思います。	
事 務 局	検討させていただきます。	
会 長	ありがとうございます。他にご質問等がありますか。	
事 務 局	事務局から1点、委員の皆様にご意見伺いたい事項があります。先ほど紹介しました3つ目の子育て世帯の事例のとおり、数件ではありますが居住相談を通じてこども家庭センター相談係と連携したケースがあります。また、こども家庭センター相談係より、住宅政策課へ居住相談について問合せをいただくこともありました。現在、こども家庭部では子ども及び子育て支援に係る計画や総合的な企画及び調整等の子どもの政策を行うこども政策課長が委員を務めておられますが、今後、子育ての総合相談等を行っているこども家庭センターとの連携強化が必要と考えられます。つきましては、今後の協議会に同センターをオブザーバーとして出席していただくことについてご意見を賜りますでしょうか。なお、あきる野市居住支援協議会設置要綱第9条第5項には「会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。」と規定されていますので、関係者の出席は可能であります。	
会 長	ありがとうございます。事務局からこども家庭センターのオブザーバーとしての出席の提案がありましたが、委員の皆様、これにご異議はありますか。	

令和8年7月3日（金） 10：00～11：30		場所：あきる野市役所 503会議室
委員一同	異議なし。	
会長	ご異議なしということで、次回の協議会から、こども家庭センターがオブザーバーとして出席していただきます。また、報告書の連携先にこども家庭センターを追加することは可能でしょうか。	
事務局	可能です。	
会長	では、6月分より追加するようによろしく申し上げます。他にご質問等がありますか。それでは、次第5の協議事項に移ります。（1）令和7年度の事業について、事務局から説明をお願いします。	
	5 協 議 事 項	
	（1）令和7年度事業について（資料5）	
事務局	資料5をご覧ください。こちらは令和7年度の事業についての資料となります。 （事務局説明） 以上となります。	
会長	ありがとうございます。報告への協議につきまして、ご意見等がありますか。	
委員	協力不動産店の状況について、残置物の処理等に関する契約の活用手引きチラシとは、具体的にどのような内容が掲載されているのか、教えてください。	
事務局	令和7年11月7日に開催しました令和7年度第2回協議会にて住宅セーフティネット法の改正に伴い、居住支援法人が受任者として残置物処理業務を行えるようになることについて紹介し、その情報について記載された案内チラシをお配りさせていただきました。今回の協議会では資料としてお配りはしておりませんので、後日参考資料としてお配りさせていただきます。	
会長	ありがとうございます。残置物の件につきまして、委員から補足等がありますか。	
委員	基本的に入居時には必ず保険に加入していただいているため、残置物が発生しても保険で対応できるようにしていて、保険適用内で残置物の処理ができています。ただ、不動産業者であれば、このような保険に加入していることが多いとは思われますが、個人での直接の賃貸でありますと加入されていないことが多いと思います。契約の更新時等に保険加入手続きを対応できる不動産業者を介して、保険を紹介し、加入してもらうことによって、大家さんや賃借人も安心するかと思います。また、保険料としましては、2年間で2万円程度ぐらいにはなってく	

令和8年7月3日（金） 10:00～11:30		場所：あきる野市役所 503会議室
会 長	と思います。 ありがとうございます。他にご質問等がありますか。	
東京オレンジ	先ほどの残置物の件につきまして、国土交通省で残置物のモデル契約条項が策定されました。一般的に残置物の処分行為は様々な法的な免許が必要になりますが、認可をもらった居住支援法人が様々な手続きを行うというものです。賃借人が亡くなった際は賃借権と居室内に残された家財、いわゆる残置物の所有権は法律的には相続人に継承されます。ただ、相続人の有無や所在がわからない場合は、賃貸借契約の解除や残置物の処理が困難になり、この不安から賃借人が単身高齢者の賃貸をためらう問題が実際に起きています。これを解消するために事前に居住支援法人と賃借人とが契約を締結し、亡くなったときに誰にどのように連絡を取るかの立会い人や、またそこに連絡を行う等、そういったモデル条項になっております。説明は以上となります。詳しい内容は私どもでチラシ等もありますので、お問い合わせいただけたらと思います。	
会 長	ありがとうございました。ここ最近で同様のケースがあり、入居先は市営住宅で知り合いの方に片付けてもらったということがありました。先ほどのお話と合わせますと、賃貸物件か自己所有物件で対応が大きく変わると思いました。他にご質問等がありますか。	
委 員	前回の協議会が2月4日に開催し、今回は7月に開催となっておりますが、前年度の2月、3月分の月次報告書がありません。事業全体の報告だけでなく、詳細部分も報告がほしいです。	
事 務 局	ご意見ありがとうございます。令和7年度の報告書は1年間の利用状況をまとめたものです。また、令和8年度につきましては、現状の実績が4月、5月分のみですので、資料4のように一月ごとにまとめています。令和7年度の2月、3月分の月次報告書は後日送付させていただき、今後、各月の詳細を報告させていただく形で資料を作成します。	
会 長	ありがとうございました。他にご質問等がありますか。それでは、協議事項(2)資料6 令和8年度の事業について、事務局から説明をお願いします。	
事 務 局	(2) 令和8年度事業について (資料6) 資料6をご覧ください。こちらは令和8年度の事業計画になります。 (事務局説明) 資料の説明は以上となりますが、1 会議の開催について、年間の開催回数について確認させていただきます。令和5年度に当協議会が設置され3年が経過したところであります。また、令和6年度には居住相談窓口も開設され、相談件数や入居件数、協力不動産店も増加傾向であります。事業も軌道に乗り順調に運営しているものと認識しております。そこで、今年度は年	

令和8年7月3日（金） 10:00～11:30		場所：あきる野市役所 503会議室
	3回の開催を予定しておりますが、来年度以降の開催回数につきまして、委員皆様のご意見を伺いたいと思います。	
会 長	ありがとうございました。まず、資料につきまして、ご質問等がありますか。	
委 員	令和7年度事業で賃貸借契約に繋がった7件の詳細等があると、どのような方が契約に至っているのかが、わかりやすいのではないのでしょうか。	
会 長	ありがとうございました。そのような詳細があるとわかりやすいところではあります。詳細をすべて紹介するのは難しいとは思いますが、ある程度の情報は必要だと思いますので、事務局は検討してください。他にご質問等がありますか。	
委 員	同じく令和7年度の報告について、住まいサポートの実施期間が4月15日からとなっておりますが、今年度も同様の時期からの実施ということでしょうか。また、4月15日以前の期間で相談があった際にどのような対応を取っていますか。	
事 務 局	今年度は4月14日から実施しております。4月1日から実施できない理由としましては、4月1日に委託業者が決定し、その後、業務計画書や実施開始日の打ち合わせを行います。仕様書では4月の第3週目から実施できるように業務計画書を提出することとなっており、今年度は前年度に引き続き東京オレンヂさんが業務を受託しておりますので、1週間早めて実施することができています。実施をしていない期間で問い合わせいただいた場合は受付だけ行い、実施日までお待ちいただいております。	
委 員	ありがとうございます。今までその期間、緊急の要件はありましたか。	
事 務 局	今のところはありません。当事業につきましては、民間賃貸住宅への入居支援ですので、入居に至るまで最短でも1カ月はかかります。明日の住む場所がないという緊急性があるケース等は、福祉関係の窓口に繋いでいます。	
会 長	ありがとうございます。つまり、事務手続き上4月1日から相談を実施できないということでしょうか。	
事 務 局	入札等は3月中に行われますが、契約上、実質事業の開始は4月以降となります。今年度は東京オレンヂさんが受託しておりますので、4月の第3週目より1週間早めて相談を実施することができています。もし、今後別の業者が落札した場合、事業計画の内容の精査等がより必要となり、4月1日から相談を実施することは難しいです。	

令和8年7月3日（金） 10:00～11:30		場所：あきる野市役所 503会議室
会 長	ありがとうございます。そのような委託契約は多いのでしょうか。	
事 務 局	複数年の長期契約ができればよいのですが、現状単年度で契約を行っておりますので、その部分については、難しくなっているのが現状であります。	
事 務 局	ありがとうございます。途切れがあるという状況はあまり望ましくないので、複数年契約も検討していただきますよう、よろしくお願いします。他にご質問等がありますか。ないようでしたら、令和9年度以降の提案もありましたが、令和8年度の協議会は3回の実施です。当初、令和5年度の協議会立ち上げ時には、居住相談窓口の立ち上げ等もありましたので、協議会を年3回と実施してきました。次年度については、場合によっては臨時会等もあるかもしれませんが、年2回程度とする提案がされました。委員の皆様、ご異議等がありますか。	
委 員 一 同	異議なし。	
会 長	ご異議はなしということですので、次年度については、年2回の実施で計画を立てますので、よろしくお願いします。ちなみに私から1つ最後に確認したいことがあります。現在、協力不動産店が21店舗ですが、この件数に市営住宅は含まれていないということでしょうか。住宅政策課では市営住宅窓口も担当していますので、協力不動産店と併せて、住宅確保要配慮者に対応しているという理解でよろしいでしょうか。	
事 務 局	市営住宅につきましても、高齢者等の住宅確保要配慮者が入居できるようにはなっておりますが、市営住宅は協力不動産店ではありませんので含んではいません。市営住宅は例年8月、2月に入居募集を行っており、居住相談窓口を利用しながら、市営住宅の入居申し込みをする方もいらっしゃいます。	
会 長	ありがとうございます。他にご質問等がありますか。それでは、最後に次第6 その他連絡事項になります。事務局から説明をお願いします。	
事 務 局	6 その他連絡事項 令和8年度第2回居住支援協議会については、令和8年11月6日に予定しています。日にちが近くなりましたら、改めて開催通知を送らせていただきますので、ご出席賜りますようお願いいたします。事務局からの連絡事項は以上になります。	
会 長	ありがとうございました。皆さんから連絡事項はありますか。また、最後に委員の皆様一言をいただいておりますので、新任委員より一言お願いしてもよろしいでしょうか。	
委 員	相談件数やどのような方が入居に繋がっているのか、どのような方が難しいのかがわかる資	

令和8年7月3日（金） 10:00～11:30		場所：あきる野市役所 503会議室
会 長	料があるとよいと思いました。	
事 務 局	ありがとうございました。他に連絡事項はありますか。無いようでしたら、これをもちまして、進行を事務局にお返しします。	
副 会 長	委員の皆様、長時間にわたる会議、お疲れ様でした。また、会長におかれましては、スムーズな議事進行をしていただき、ありがとうございました。それでは、最後に、副会長から閉会のご挨拶をお願いします。	
事 務 局	7 閉会 （副会長より挨拶） ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、令和8年度第1回居住支援協議会は終了となります。皆様、ありがとうございました。	